

トラック協会は事故防止・交通安全、環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます

# トラック奈良

2018  
(平成30年)

6

No.290



若草山山頂



鶯塚古墳



公益社団法人 奈良県トラック協会

<http://narata.or.jp>



2

交通安全・労災防止対策委員会

4

総務委員会

交通安全・労災防止対策委員会	2
総務委員会	4
理事会	5
Gマーク説明会 貨物自動車運送事業安全性評価事業	7
全国道路利用者会議 第70回定時総会	8
全ト協 創立70周年記念式典	9
春の交通安全チャリティー親睦ボウリング大会	11



<b>■ 国土交通省から</b>	国土交通省からのお知らせ …………… 12
<b>■ 全ト協から</b>	軽油価格調査集計表(2018年3月) …………… 29
	第101回 トラック運送業界の景況感(速報) …………… 30
	不正改造車排除強化月間ポスター …………… 33
<b>■ 奈ト協から</b>	整備管理者選任前研修の開催 …………… 35
	安全性優良事業所に対する国土交通省表彰 …………… 37
	奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱 …………… 38
	6月・7月の行事(予定)表 …………… 44
	事業用自動車事故事例No.33 …………… 45
	KIT事業の案内 …………… 46
	適正化事業・巡回指導報告書 …………… 47
<b>■ 近畿交通共済から</b>	近畿交通共済からのお知らせ …………… 48
<b>■ 奈良県警察本部から</b>	奈良県警察本部からのお知らせ …………… 49
<b>■ 奈ト協から</b>	睡眠不足に起因する事故の防止対策が強化されます … 50
	安全性優良事業所(Gマーク)申請概要 …………… 巻末

# 第1回交通安全・労災防止対策委員会

日時：平成30年4月16日(月) 午後1時～午後2時分  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長、萩原委員長  
委員：7名  
事務局：3名 以上12名

## 指示事項

奈良労働局 労働基準部 健康安全課 地方産業安全  
専門官 西川 聡 氏

- ①平成29年奈良県における業種別労働災害発生状況（確定）  
陸上貨物運送事業 129件（死亡者数2件）  
前年より減少
- ②平成30年奈良県における業種別労働災害発生状況（3月末集計）  
陸上貨物運送事業 33件 前年同期比32%  
増加
- ③平成29年奈良県における交通労働災害発生状況  
被災労働者の年齢別状況は、40歳代及び50歳代に多く、陸上貨物運送事業における事故発生時刻は、深夜から早朝（23～7時）に多発している。

## ④熱中症予防について

平成29年は、奈良県において、平成23年以降初めて職場での熱中症による死亡災害が1件発生した。5月の連休明けから増加傾向にあるため、対策をお願いする。

## ⑤第13次労働災害防止計画（2018～2022年度）

目標：死亡災害について、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。陸上貨物運送事業については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

陸上貨物運送事業対策：保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底、荷主事業者に対する長時間の荷待ち時間削減等支援要請、転倒災害の防止、腰痛の予防及び疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進を図る。

## 議 事

- (1) 春の交通安全県民運動への取組について  
運動期間中（4月6日～15日）に行われた各地域の啓発活動について報告した。

- ②過労死等労災事故及び労災補償等について  
講師 陸運労災防止協会 安全管理士 大下 晃 氏

- (2) 奈良・針TSの施設利用状況について  
平成29年4月～30年2月の立寄台数は、176,023台（1日当たり527台）で、東神TSに次ぐ全国2位であることを報告した。

- 参加者 14社16名  
第2回トラック運送事業者のための人材確保セミナー

開催日 3月9日

内 容 新卒者、女性、高齢者の雇用促進及び人材定着のための職場環境整備等

講師 日本PMIコンサルティング(株) 代表取締役 小坂 真弘 氏

- (3) 各種セミナーについて  
各種セミナーの実施結果について報告した。  
第2回過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー

開催日 2月13日

内 容 ①過労死等防止対策及び健康起因事故防止対策について

講師 奈良産業保健総合支援センター 産業医学相談員 西岡久之 氏

参加者 12社12名

各委員が、運転者の確保状況及び確保に対する取組について意見交換を行った。

(4) **車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育講習会  
について**

車両系荷役運搬機械（フォークリフト等）を用いた作業の安全確保のため、作業指揮者の職務遂行に必要な知識等の付与を目的に実施したことを報告した。

開催日 3月14日

内容 作業指揮者の職務、関係法令等

講師 労働安全コンサルタント 中村  
時雄氏

参加者 11社11名

(5) **平成30年度（第29回）3ヵ月無災害運動に  
ついて**

労働災害防止対策の一環として、運動期間中（6月1日～8月31日）の労働災害ゼロ達成及び自主的で継続的な労働災害防止対策の推進を目的に実施することを説明し、参加を要請した。

(6) **高校新卒者向けパンフレット「一緒にニッポン  
を元気にしよう」作成について**

人材確保対策として、高校新卒者向けパンフレットを作成し、奈良県下5カ所のハローワークにおいて、求職者への配布及び運輸業界の紹介を依頼したことを報告した。

(7) **陸災防奈良県支部平成29年度事業報告及び  
平成30年度事業計画（案）について**

平成29年度事業として実施した労働災害防止のための主要対策（荷役運搬作業の安全の確保、健康の保持増進対策の推進及び安全意識の高揚等）について報告した。

平成30年度事業計画（案）として、事業運営の基本方針及び主要対策について説明した。

(8) **その他**

高齢者の交通事故防止対策として、萩原委員長及び中西副委員長が、奈良県警察本部を訪問し、交通部長にリーフレットと交通安全反射材（ミニタックルバンド）を寄贈したことを報告した。



# 第 1 回 総 務 委 員 会

日時：平成30年4月24日(火) 午後零時～午後1時15分

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長

委員：7名

事務局：5名

以上13名

## 議 事

### (1) 平成29年度事業報告（案）及び決算（案）について

- 平成29年度事業として輸送の安全を最重点とする事業の内容を報告した。
- 平成29年度協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計に係る決算（案）について報告した。
- 4月17日、奈良県による奈良県運輸事業振興助成補助金の完了検査が滞りなく終了したことを報告した。
- 平成30年度への繰越金が確定したことによる平成30年度収支予算書について報告した。

### (2) 優良従業員表彰受賞者（案）について

同一の会員事業者にて5年以上勤務し、成績優秀な運転手や一般従業員を会長名で表彰する優良従業員被表彰候補者について、運転者39名、一般従業員4名、合計43名の推薦があり、定時総会で表彰することを説明した。

### (3) 荷主に対する適正取引推進及び改善基準告示等の周知活動について

トラック運転者の労働環境を改善するため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会の4者連名による荷主に対する適正取引推進及び改善基準告示等の周知活動について報告した。

### (4) 会費の滞納について

平成30年度会費滞納会員（4カ月以上かつ10万円以上並びに6カ月以上滞納先）は、1件であると報告した。

### (5) その他

- 貨物集配中の貨物自動車の駐車スペースの整備・拡充について途中経過を報告した。



# 第264回 理事会

日時：平成30年4月27日(金) 午後零時40分～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 22名 欠席 4名

## 新年度は実りのある年に

森本万司会長は「来月は総会を迎える月である。総会に向け

ての議案に対して審議をよろしくお願ひしたい。又、新年度が

実りのある年になるようがんばっていきたい。」とあいさつ。

## 議事

### 審議事項は次の通りです

(1) 平成29年度事業報告(案)、及び決算(案)承認に関する件について 監査報告 ⇒ 承認

(2) 第45回定時総会の招集の決定(案)について

平成30年5月28日(月)午後1時～ THE KASHIHARA(ザ 橿原)(旧：橿原ロイヤルホテル)にて開催。総会の目的事項は平成29年度事業報告及び決算承認に関する件、監査報告、役員を選任に関する件、平成30年度事業計画及び収支予算に関する件 ⇒ 承認

(3) 優良従業員表彰受賞者(案)について 運転者39名、一般従業員4名、合計43名 ⇒ 承認

(4) 各種助成金交付要綱(案)について

安全装置等導入促進助成金、エコドライブ管理システム(EMS)機器導入促進助成金は、1社当たりの助成台数の上限を5台から10台に変更、定期健康診断受診促進助成金は、高齢者(55歳以上)を対象に1名当たりの助成額を2,500円から3,500円に増額、初任運転者特別講習受講助成金、ドライブレコーダー機器

等導入促進助成金も、予算を増額、交付要綱をまとめた冊子を作成し、全会員に送付することを説明 ⇒ 承認

(5) 会員の入会(案)について ⇒ 承認

### 新たに3社入会されました

- (株)ONE WAY  
大和郡山市北郡山町158-6  
ダイワ第3ビル305
- 菟田野運送(株)  
宇陀市菟田野古市場1369番地
- (有)生駒運送  
奈良市西九条3丁目2番地22



## 報告事項は次の通りです

- (1) 鎌野理事の辞任について報告
- (2) 各委員会報告について  
【総務委員会】省略  
【適正化実施対策委員会】平成29年度第3回適正化実施対策委員会について 巡回指導について報告  
【交通安全・労災防止対策委員会】平成30年度第1回交通安全・労災防止対策委員会について  
【交付金運営委員会】平成30年度奈良県近代化基金推薦申込み公募要綱について 1社3千万円を限度に  
総枠3億円で実施することを報告
- (3) 奈良県との交通安全教育用DVD使用貸借契約締結について
- (4) 国交省、厚労省、経産省、公正取引委員会の4者連名による「運送事業者との適正取引および労働時間のルールへのご理解とご協力のご願い」の依頼文書と取引上の留意点などがまとめられた冊子を5月中旬に近ト協で取りまとめて荷主宛に送付する予定であることを報告
- (5) 会員の退会について 3社が退会 (株)森井建設、(株)MH急便、大阪ガスLPG(株) (会員総数472社)
- (6) 会費の滞納について
- (7) その他 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて、奈良県警察へ要望書を提出することを報告

### 陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

- (1) 平成29年度事業報告、監査報告について ⇒ 承認
- (2) 平成30年度収支予算書(案)について ⇒ 承認



### 出席されたのは次のみなさんです (社名・敬称略)

会長＝森本 副会長＝清水・中・塚本 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村 専務理事＝中林  
常務理事＝松村 理事＝谷口・廣瀬・中西・辻本・鳥山・森本(禎)・山口・岡本・井上・萩原・西川(直)・森本(好)・上田・吉岡・川端・大辻

# Gマーク説明会 貨物自動車運送事業安全性評価事業

日時：平成30年5月17日(木) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加：35事業所、45人

「2018年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）」の説明会が5月17日（木）、奈良県トラック会館でありました。講師は公益社団法人全日本トラック協会 適正化事業部課長代理の大里賢示氏。申請案内に基づいて手続き上の注意点や流れなどを説明。参加者は熱心に聞いていました。



▲(公社) 全日本トラック協会  
適正化事業部 大里課長代理

## 「Gマーク」は安全性の証明

公益社団法人全日本トラック協会が2003年7月に創設したGマーク。利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定、公表する「安全性優良事業所」認定制度です。2018年3月末現在、全国で24,319事業所（全事業所の28.7%）が安全性優良事業所に認定されています。

## 事業者にもメリット

認定を受けた事業者には、通常3年間で消去される違反点数が2年間で消去されるなどの優遇制度があります。申請は、Webによる「申請書作成システム」での申請（無料）、複写式申請書による申請（税込1,000円）の2通りがあります。

### 【申請受付期間】

2018年7月2日（月）～同7月13日（金）※土・日は除く。

### 【申請書類の提出先】

当該事業所の代表者または担当者が、(公社) 奈良県トラック協会事務局まで直接持参。※郵送による申請は不可。

### 【主な申請資格要件】

2018年7月1日現在において

- ① 事業開始後（運輸開始後）3年を経過している。
- ② 配置する事業用自動車の数が5両以上である。



▲有効期限が明示されているGマーク

## 評価項目

- 安全性に対する法令の遵守状況（配点40点、基準点数32点）
- 事故や違反の状況（配点40点、基準点数21点）
- 安全性に対する取組の積極性（配点20点、基準点数12点）

## 評価結果の通知

2018年12月中旬に郵送で届く予定です。

# 全国道路利用者会議 第70回定時総会

日：平成30年5月16日(水)

場所：砂防会館別館「シェンバッハ・サポー」

平成29年度事業報告、収支計算書、平成30年度事業計画、収支予算書等について審議され全て承認されました。道路整備促進に対する要望箇所、トラック事業者等から見た渋滞箇所として国道24号柏木町交差点等が提出されています。

古賀 誠会長は、「道路は地域経済の活性化、異常気象時の命を守るライフラインとして道路の持つ機能を活かしている。老朽化が著しい道路整備を行っていくにはいかに財源が大事であるか、これからも道路整備は大きな課題である。」と挨拶。



▲前列左端 植田会長  
前列左から4人目 松本副会長  
後列左端 清水理事



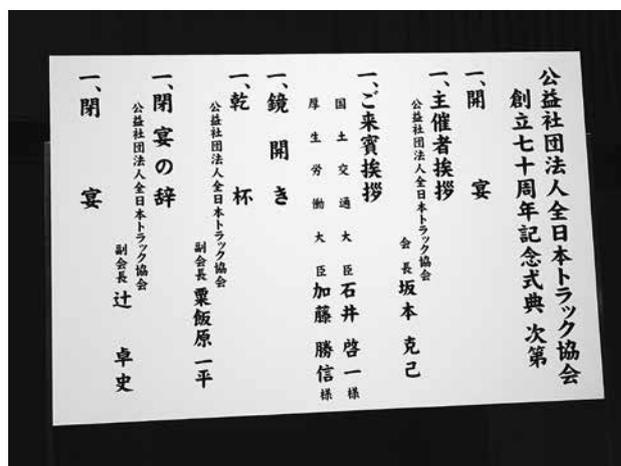
▲奈良県道路利用者会議事務局  
(奈良県道路建設課 松田課長)

# 全ト協 創立70周年記念式典

日：平成30年5月14日(月)

場所：パレスホテル東京（東京都千代田区丸の内）

公益社団法人全日本トラック協会の創立70周年記念式典が開催され、森本万司会長が出席しました。





▲高市早苗 衆議院議員



▲田野瀬太道 衆議院議員



▲佐藤 啓 参議院議員



▲和卜協 阪本享三会長



▲当日の東京駅～快晴

## 第40回「春の交通安全チャリティー親睦ボウリング大会」 奈良県トラック協会ボウリング同好会主催

日時：平成30年4月22日(日) 午前10時～  
場所：トドロキボウル（大和郡山市白土町）

奈良県トラック協会ボウリング同好会主催により、第40回目（20年）となる記念大会が開催されました。事故防止と安全運転を目的に開催され、会員企業等から72名（24チーム）が参加しました。

この大会で参加者から募った寄付金「32,791円」を、奈良脳外傷友の会「あすか」へ贈呈されました。



交通安全標語入り「のぼり」を掲げ、プレーする参加者

## 国土交通省からのお知らせ



近運技保第8号の2  
近運自貨第2号の2  
近運自監第8号の2  
平成30年4月17日

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長



近畿運輸局自動車交通部長



近畿運輸局自動車監査指導部長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、平成30年3月30日付け国自安第268号、国自貨第187号及び国自整第364号により、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別添のとおり通知がありましたので、貴機関においても了知されますようお願いいたします。

別添

新	旧
最終改正 国自安第 268号	一部改正 国自安第 112号
国自貨第 187号	国自貨第 83号
国自整第 364号	国自整第 109号
平成 30年 3月 30日	平成 29年 9月 29日
各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿
自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長	自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
第3条 過労運転の防止 1. ～2. (略) 3. 第4項関係 (別紙1参照) (1) 事業者が運転者(個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。)が運転する場合には、当該者も含む。)の勤務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)で定める労使協定の締結を行っている場合にあっては、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。 (2) 勤務時間等基準告示中「なお書き」の趣旨は、改善基準告示の遵守を前提としつつ、運転者が所属する営業所を長期間離れて運行する場合の運転者の疲労の蓄積を防止する観点から、一の運行の期間全体を制限するものである。 (3)～(5) (略) 4. (略) 5. 第6項関係 (1) 「健康状態の把握」とは、乗務員(事業主等が乗務する場合には、当該者を含む。)が受診する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。 (2) (略) 6. ～7. (略)	第3条 過労運転の防止 1. ～2. (略) 3. 第4項関係 (別紙1参照) (1) 事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。 (2) 勤務時間等基準告示中「なお書き」の趣旨は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)の遵守を前提としつつ、運転者が所属する営業所を長期間離れて運行する場合の運転者の疲労の蓄積を防止する観点から、一の運行の期間全体を制限するものである。 (3)～(5) (略) 4. (略) 5. 第6項関係 (1) 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。 (2) (略) 6. ～7. (略)
第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照) (1) (2) (略) (3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。)をいう。なお、次のいずれも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にある場合は、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として取り扱う。 ① (略) ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。)第2条に規定する事故を発生させていないこと。 ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。 ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。 (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに	第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照) (1) (2) (略) (3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。)をいう。なお、次のいずれも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にある場合は、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として取り扱う。 ① (略) ② 過去3年間所属する事業用貨物自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。)第2条各号に掲げる事故を引き起こしていないこと。 ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。 ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」、点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。 (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置(以下「設置型端末」という。)のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置(以下「携帯型端末」という。)のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼に

## 新

に当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

- (5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼(以下、「IT点呼」という。)は以下に定めるところにより行うものとする。

- ① IT点呼の実施方法  
(削除)

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所(以下「IT点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被IT点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

- ② 運行管理及び整備管理関係

ア 営業所間(営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。)においてIT点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等(以下「点呼簿」という。)に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。

イ～オ(略)

- ③ (略)

- (6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼(以下「遠隔地IT点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

- ① 遠隔地IT点呼の実施方法  
(削除)

ア 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所(以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼(以下「中間点呼」という。)を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。)で管理する(4)の機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(4)の機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ (略)

- ②・③ (略)

(7)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」(平成10年3月31日付け自環第72号)により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記

## 旧

いうて、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

- (5) 同一の事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼(以下、「IT点呼」という。)は、以下に定めるところにより行うものとする。

- ① IT点呼の実施方法

ア IT点呼を行う営業所(以下「IT点呼実施営業所」という。)及びIT点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被IT点呼実施営業所」という。)には、設置型端末を設置するものとする。

イ 運行管理者等はIT点呼実施営業所の設置型端末を使用し、IT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、被IT点呼実施営業所又は当該営業所の車庫において、設置型端末又は携帯型端末の何れかを使用しIT点呼を受けるものとする。

エ 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。

ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

- ② 運行管理及び整備管理関係

ア 営業所間(営業所と他の営業所車庫の間を含む。以下同じ。)においてIT点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等(以下「点呼簿」という。)に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。

イ～オ(略)

- ③ (略)

- (6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼(以下「遠隔地IT点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

- ① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 遠隔地IT点呼を行う営業所(以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。)には、設置型端末を設置するとともに、遠隔地IT点呼を受ける運転者には、当該運転者の所属する営業所(以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。)に備えた携帯型端末を携行させるものとする。

イ 運行管理者等は遠隔地IT点呼実施営業所の設置型端末を使用し、遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼(以下「中間点呼」という。)を受けようとする地点において、携帯型端末を使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。

エ (略)

- ②・③ (略)

(7)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

新	旧
<p>録・保存を行うことができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>第8条 乗務等の記録 1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労防止及び過積載による運行の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。 (1)～(3) (略) (4) 乗務記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>第9条 運行記録計による記録 運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。</p> <p>第9条の3 運行指示書による指示等（別紙2参照） 本条の趣旨は、長時間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を取得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。 1.～4. (略) 5. 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。</p> <p>第9条の5 運転者台帳 1.～4. (略) 5. 運転者台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>第8条 乗務等の記録 1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労防止及び過積載による運行の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>第9条 (新設)</p> <p>第9条の3 運行指示書による指示等（別紙2参照） 本条の趣旨は、長時間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を取得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。 1.～4. (略) (新設)</p> <p>第9条の5 運転者台帳 1.～4. (略) (新設)</p>

## 附 則

改正後の通達は、平成30年3月30日から施行する。

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について  
及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用についての  
一部改正に関する意見募集結果について

平成30年3月30日  
国土交通省

国土交通省では、平成30年2月20日から同年3月21日までの間、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、10件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますようよろしく御願います。

1 実施方法

- (1) 募集期間 平成30年2月20日（火）～3月21日（水）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 10件 （提出者数10名）

3 問い合わせ先

自動車局安全政策課 森本・熊本 TEL:03-5253-8111（内線41623）

(別紙)

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>個人事業主や役員等の拘束時間、勤務時間の定義を明らかにしていただきたい。</p>	<p>個人事業主や役員等が運転者である場合であっても、個人事業主や役員等ではない運転者と同様、始業から終業までの時間で労働時間と休憩時間の合計時間をいいます。</p>
<p>勤務時間等基準告示の対象となるか否かについては、一概に運転者を兼ねるすべての個人事業主や役員等を対象とするのではなく、役員業務を行う時間と運転業務を行う時間の割合で決めるべきではないか。</p>	<p>運転者として選任され、運転業務を行う個人事業主や役員等は、過労運転による事故防止の観点からは、役員業務を行う時間と運転業務を行う時間の割合にかかわらず勤務時間等基準告示の対象となります。</p>
<p>特に零細会社では高齢化等により慢性的な人手不足に陥っており、事業主が自己の責任で会社存続を図ろうとする努力は担保されるべきであるため、個人事業主や役員等への勤務時間等基準告示の適用については見直しを検討していただきたい。</p>	<p>個人事業主や役員等が運転者を兼ねる場合にも過労運転による事故を防ぐ観点から勤務時間等基準告示の範囲内で運転業務を行っていただく必要があります。</p>

※類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見については整理した上で掲載しております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見や質問についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

平成 30 年 4 月 20 日  
自動車局安全政策課

## 睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!

バス・タクシー・トラック事業について、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化し、点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加します。

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者（以下「事業者」という。）の意識を高めるため、今般、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正します。

### 1. 改正の概要

- ①旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正
  - ・ 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。
  - ・ 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。
  - ・ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。
- ②「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
  - ・ 点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加します。

### 2. スケジュール

公布：平成 30 年 4 月 20 日（金）（本日）

施行：平成 30 年 6 月 1 日（金）

＜お問い合わせ先＞  
自動車局安全政策課 小田、熊本  
TEL：03-5253-8111（内線 41623）  
03-5253-8566（直通）  
FAX：03-5253-1636

新	旧
<p>最終改正 国自安第 11号 国自貨第 8号 国自整第 25号 平成 30年 4月 20日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり</u>等をいう。 6. ・7. (略)</p> <p>第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照） (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。 なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。 また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。 (2) ・(3) (略) (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。 (5)～(10) (略) 2. (略) 3. 第5項関係 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。 (1) 乗務前点呼 ①～⑥ (略) ⑦ 運転者の<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>等の状況 ⑧～⑩ (略) (2) 中間点呼 ①～⑥ (略) ⑦ 運転者の<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>等の状況 ⑧・⑨ (略) (3) (略)</p> <p>第18条 運行管理者等の選任 1. ～4. (略) 5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。 イ. (略) ロ. <u>疾病、疲労、睡眠不足</u>その他の理由により安全な運転をすることができない ハ. ～ホ. (略)</p>	<p>一部改正 国自安第 268号 国自貨第 187号 国自整第 364号 平成 30年 3月 30日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり、睡眠不足</u>等をいう。 6. ・7. (略)</p> <p>第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照） (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。 なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、<u>疾病、疲労等</u>の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。 また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。 (2) ・(3) (略) (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、<u>疾病、疲労等</u>の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。 (5)～(10) (略) 2. (略) 3. 第5項関係 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。 (1) 乗務前点呼 ①～⑥ (略) ⑦ 運転者の<u>疾病、疲労等</u>の状況 ⑧～⑩ (略) (2) 中間点呼 ①～⑥ (略) ⑦ 運転者の<u>疾病、疲労等</u>の状況 ⑧・⑨ (略) (3) (略)</p> <p>第18条 運行管理者等の選任 1. ～4. (略) 5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。 イ. (略) ロ. <u>疾病、疲労</u>その他の理由により安全な運転をすることができない ハ. ～ホ. (略)</p>

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の  
一部を改正する省令案に関する意見募集結果について

平成30年4月20日  
国土交通省

国土交通省では、平成30年3月2日から同年3月31日までの間、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、16件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表します。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますようよろしく御願いたします。

1 実施方法

- (1) 募集期間 平成30年3月2日（水）～3月31日（土）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 16件 （提出者数16名）

3 問い合わせ先

自動車局安全政策課 小田・熊本 TEL:03-5253-8111（内線41623）

(別紙)

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
「解釈運用通達」の変更に関しては、施行までに猶予期間を設けるべきではないか。	「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の改正については、4月下旬の発出から約一ヶ月後の6月1日に施行することとしております。
これまでも事業者が運転者を乗務させてはならない事由として「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある」と規定しており、その「その他の理由」には睡眠不足が含まれていたため、今回の改正は不要ではないか。	これまでも運転者を乗務させてはならない「その他の理由」の中に睡眠不足は含まれていましたが、今回の改正においてこれを省令上明記することで、睡眠不足で運転をしてはならないことや睡眠の重要性を事業者や運転者の方々に認識していただくと考えます。 また、点呼の際に睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについて確認することを明確にし、さらにその結果点呼簿に睡眠状況の結果を記載することとすることで、運転者の睡眠不足の状況が確実に確認されるようになるものと考えます。
点呼時に運転者が睡眠不足を感じなくても乗務開始後に眠気を感じる可能性もあるため、乗務開始後も申告させることができるようにすべきではないか。	輸送の安全の確保の観点から、運転者は、睡眠不足等の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは事業者申し出ることでされており、現行制度でも運転者が乗務開始後に眠気を感じたときの申告を妨げるものではありません。
睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は運転者の自己申告によることとなるのか。睡眠時間が一定時間以下であった場合は乗務させない等の基準を設けてはどうか。	睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は運転者の自己申告や、運行管理者等から見て普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断することとなります。 なお、今回の改正では、運転者により睡眠時間が何時間必要かは個人差があるため、睡眠時間が一定時間以下であった場合は乗務させない等の基準を設けないこととします。

<p>運転者が睡眠不足か否かについて、睡眠不足であるにもかかわらず睡眠不足ではないと嘘の申告をする可能性があるため、この改正に意味はないのではないか。</p>	<p>運転者が睡眠不足ではないと申告している場合であっても、運行管理者等が当該運転者の普段の様子等から考慮して睡眠不足であると判断する場合には、当該運転者を乗務させてはならないこととなります。</p> <p>また、今回の改正により、睡眠不足で運転をしてはならないことや睡眠の重要性を運転者の方々に認識していただけるものと考えます。</p>
<p>きちんと休息期間が設けられているはずであるにもかかわらず、睡眠不足であると申告される場合はどうしたらよいか。</p>	<p>輸送の安全の確保の観点から、運転者から睡眠不足である旨の申告があった場合は当該運転者を乗務させてはなりません。</p> <p>また、事業者が改善基準告示を遵守した休息期間を設けている場合であっても、運転者の睡眠時間が十分ではない場合には、運転者に対して乗務の前日にはきちんと睡眠をとるよう指導を行う等の対応が必要であると考えます。</p>
<p>運転者から睡眠不足により安全な運転ができないおそれがあると申告があった場合は、点呼簿に記録するとともに、運転者から睡眠不足であると申告があった際に当該運転者を乗務から外すこととすべきではないか。</p>	<p>点呼簿の記録事項については、今回の改正により運転者の睡眠不足の状況について記載が必要になります。</p> <p>また、睡眠不足により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させてはならないことが省令上明記されます。</p>
<p>運転者が睡眠不足であって、さらに交替運転者が見つからないような場合には事業者が運行義務を免れることを明記してほしい。</p>	<p>まずは運転者が睡眠不足とならないよう日頃から指導を行うことや、十分な休息期間を設けていただくことが必要と考えます。</p> <p>その上で、運転者が睡眠不足により乗務することができないこととなる場合に備え、交替運転者を適切に配置いただきますようお願いいたします。</p>

<p>点呼簿への睡眠不足の状況の記録については、点呼簿の既存の記録事項である運転者の疾病、疲労の状況とは別に記録することとすべきではないか。</p>	<p>点呼の際に睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについて確認がなされ、その結果点呼簿に睡眠不足の状況が記載されているものであれば、点呼簿の記録方法は問いません。</p>
<p>公布から施行までが短期間のため、点呼簿に睡眠不足の状況についての記録欄を設ける変更が間に合わない可能性がある。また、既に印刷してしまった睡眠不足の状況についての記録欄がない点呼簿が無駄になる可能性がある。</p>	<p>点呼簿の様式は特に定めておりませんので、睡眠不足の状況についての記録欄がある点呼簿の用意が施行までに間に合わない場合や、睡眠不足の状況についての記録欄がない点呼簿がまだ余っている場合は、その余白部分に睡眠不足の状況について確認した結果を記入していただくことが可能です。</p>

※類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見については整理した上で掲載しております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見や質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

平成30年3月30日  
自動車局安全政策課

## 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します

～ 7月から過労防止関連の処分を厳しくします ～

国土交通省では、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

（主な内容）

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げます。
- ・ 営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

### 1. 行政処分の強化

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取る施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。

（平成30年7月1日施行予定）【別紙参照】

### 2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとします。

（平成30年10月1日開始予定）

#### 【問い合わせ先】

##### 1. に関すること

自動車局安全政策課 勝亦、菊池、澤田

代表：03-5253-8111 内線 41632,41633

直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1638

##### 2. に関すること

自動車局貨物課 岡田、澤

代表：03-5253-8111 内線 41334

直通：03-5253-8576 FAX：03-5253-1638

## 行政処分の強化

## 処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

## 《現行》初違反

## ▷ 乗務時間等告示遵守違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・未遵守5件以下 警告
- ・未遵守6件以上15件以下 10日車
- ・未遵守16件以上 20日車
- ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

## ▷ 健康状態の把握義務違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・把握不適切50%未満 警告
- ・把握不適切50%以上 10日車

## ▷ 社会保険等未加入

(事業法第25条)(運送法第30条)

- ・一部未加入 10日車
- ・全部未加入 20日車

## 《改正》初違反

## ▷ 乗務時間等告示遵守違反

1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- ・月の拘束時間(トラック)  
 >293時間以内(労使協定320時間)
- ・休日労働  
 >2週間に1回まで

- ・未遵守1件 10日車
- ・未遵守2件以上 20日車

## ▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・健康診断未受診者 1名 警告
- ・健康診断未受診者 2名 20日車
- ・健康診断未受診者 3名以上 40日車

## ▷ 社会保険等未加入

- ・未加入 1名 警告
- ・未加入 2名 20日車
- ・未加入 3名以上 40日車

- ・健康保険
- ・厚生年金保険
- ・労働者災害補償保険
- ・雇用保険

## その他処分量定の改正

- ・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
- ・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

## 行政処分の強化

## 処分量定の引き上げ(トラック)

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

## 《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数  
 5両の場合は、車両停止 2両×75日  
 10両の場合は、車両停止 2両×75日  
 100両の場合は、車両停止 7両×18日、1両×24日

## 《改正》

## 使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数  
 5両の場合は、車両停止 2両(×75日)  
 10両の場合は、車両停止 5両(×30日)  
 100両の場合は、車両停止 15両(×10日)

## (例)配置車両数 10両 処分150日車

2両×75日

5両×30日

## 【その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)】

適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。

## 「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正案に対する意見募集結果について

平成30年3月30日  
国土交通省  
自動車局安全政策課

国土交通省では、行政手続法第39条の規定に基づき、平成30年2月20日から3月21日までの間、「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正案に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して40件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と国土交通省の回答について、別紙のとおり公表いたします。

皆様のご協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政にご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施方法

- (1) 募集期間: 平成30年2月20日～平成30年3月21日
- (2) 周知方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- (3) 意見提出方法: 電子メール、FAX及び郵送

### 2. 提出意見数

40件(うち本改正に直接関係のない意見数1件)

### 3. 問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課

電子メールアドレス: [pbk\\_ansei@mlit.go.jp](mailto:pbk_ansei@mlit.go.jp)

## 別紙

皆様からの御意見と国土交通省の回答

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※ 回答中の用語については、パブリックコメント資料の定義と同様と致します。

皆様からの御意見	国土交通省の回答
<p>○健康診断未受診について、未受診者の「人数」による判断ではなく、会社規模を考慮し、運転者に対する未受診者の「割合(%)」で判断すべき。</p>	<p>・健康診断を未受診で、疾病のおそれのあるまま乗務させていることを問題としております。そのため、規模に関わらず人数で判断することとしました。</p> <p>なお、営業所の事業用自動車の数に応じた運行管理者数を選任する必要があり、それにより会社規模に応じた運転者の管理を行うことになっております。</p>
<p>○社会保険等未加入について、未加入者の「人数」による判断ではなく、会社規模を考慮し、乗務員に対する未加入者の「割合(%)」で判断すべき。</p>	<p>・社会保険等については、未加入者がいること自体を問題としており、そのため、規模に関わらず人数で判断することとしました。</p>
<p>○使用停止車両の割合を5割までの引き上げは、事業停止に近い行政処分となり、荷主への迷惑・損失が大きい。違反項目を考慮し総合的に判断し、事業が存続できる程度の行政処分とすべき。</p>	<p>・これまでは車両規模に対して停止する車両の割合が小さく処分の実効性がないのではないかと指摘もあったところですが、今回の改正においては、車両規模や処分量定に応じて、最大で5割まで停止車両数を引き上げることとしており、違反(日車数)が多いほど、停止する車両の割合が大きくなる仕組みとしており、必要な措置と考えています。</p>
<p>○乗務時間等告示の遵守違反について、行政処分を行うにあたり、定量評価のみではなく定性評価を加えて行政処分を検討すべき。</p>	<p>・公正な行政処分を行う為、違反件数にて常態化しているかを判断するとともに、是正の取組がなされているか否かについても確認し、改善が行われていない場合はさらに厳しい処分を行うこととなります。</p>
<p>○改善基準告示における1日の拘束時間を、複数日の平均時間とするなど、弾力的な運用をお願いする。</p>	<p>・改善基準告示につきましては、厚生労働省が所管しております。</p>

<p>○労働時間短縮のため、営業所を新設し改善を図りたいが、行政処分を受けた後に一定期間は営業所の新設ができないこととなっているが、労働時間短縮を伴う場合には特例的に営業所の新設を認めるべき。</p>	<p>・重大事故の惹起等につながる過労運転を防止する対策については、運行管理上問題があると判断される場合は、監査や行政処分を受けるか否かに関わらず速やかに対策を行っていただく必要があります。</p>
<p>○違反の厳罰化には一定の理解は致しますが、今必要なことは厳罰化という抑止力を高めるのではなく、現行法での取締り強化です。悪質な違法事業者を野放しにし、適正な市場原理が働かない現状を改善すべき。</p>	<p>・処分基準の強化とともに、法令遵守の図られていない事業者に対してもしっかりと対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>○過労に関しては、運送事業者だけの努力では改善できず、荷主の協力が不可欠である。運送事業者だけが行政処分を受け、荷主に対し罰則がないのは不公平。</p>	<p>・過労防止については荷主の協力が不可欠なケースが多いものと考えています。そうしたことも踏まえ、平成29年7月からは、荷主の関与の蓋然性の高い違反行為について、当該荷主に対し早期に働きかけを行うなどの新たな荷主勧告制度の運用を開始したところであり、引き続き、荷主の理解と協力が得られるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>○乗務時間等告示の遵守違反について、一律に件数による行政処分ではなく、会社規模を考慮し、全運転者に対する違反件数の「割合(%)」等で判断されたい。</p>	<p>・乗務時間告示の遵守違反については、個々の運転者に対する違反件数にて判断しております。</p>
<p>○本改正に賛成である。</p>	<p>・ご意見ありがとうございました。</p>
<p>○その他関連事項に関する意見。</p>	<p>・貴重なご意見ありがとうございます。今後の制度改正の参考とさせていただきます。</p>

以上

# 軽油価格調査集計表(2018年3月)

平成30年4月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

2018年3月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	103.52	92.53	99.48

2018年3月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X日鉱日石	99.60	92.41	99.75
出光	101.45	93.02	96.97
昭和シェル	116.50	92.37	
エクソンモービル	104.00	93.50	
キグナス		91.10	
コスモ	98.00	92.65	100.20
その他	102.37	93.02	99.79

2018年3月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.72	93.06	100.03
30～50キロリットル未満	102.00	91.81	87.30
50～100キロリットル未満	95.70	91.91	99.50
100キロリットル以上		92.37	

2018年3月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	107.67	94.57	99.06
30～60日未満	102.13	92.30	99.58
60日以上			

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2017年11月	95.61	89.94	97.20
2017年12月	98.17	92.08	97.78
2018年1月	103.06	94.03	100.39
2018年2月	102.90	94.04	100.79
2018年3月	103.52	92.53	99.48

※消費税抜きの価格となります。

## 第101回 トラック運送業界の景況感（速報）

## 第101回

## トラック運送業界の景況感（速報）

平成30年1月～3月期

平成30年1月～3月期の業況判断指数（日銀短観3月）は、1月以降の円高や原材料価格の上昇等を背景に景況感の改善基調が一服し、景気拡大の持続に陰りが現れた。大企業・製造業では8四半期ぶり（2年ぶり）に悪化、大企業・非製造業も6四半期ぶり（1年半ぶり）に悪化となった。

こうしたなか、トラック運送業では運賃・料金の水準は回復基調で推移したものの、労働力不足や燃料価格上昇等によるコスト増加の影響をより大きく受けたことから、営業利益及び経常損益は悪化した。その結果、景況感の判断指標は▲3.0となり前回（2.2）から5.2ポイント悪化した。

なお、今後の見通しは、労働力不足や燃料価格上昇等が来期も継続して影響し、経常損益は一段と悪化することが見込まれるため、景況感の判断指標は今回から4.3ポイント悪化し、▲7.3となる見込みである。

**詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。**

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

## 1. 今回（平成30年1月～3月期）の状況

### ① 概況

業界の景況感は、「好転」とした事業者は24.0%（前回26.2%）、「悪化」とした事業者は25.1%（前回22.6%）で、判断指標は▲3.0となり、前回（2.2）から5.2ポイント悪化となった。

### ② 一般貨物

一般貨物では、輸送数量が「減少」した事業者は23.3%、「増加」とする事業者が27.9%で、判断指標は3.1となり、前回（12.0）から8.9ポイント悪化した。営業収入（売上高）は「減少」とする事業者が22.4%、「増加」とする事業者が32.0%で、判断指標は8.6となり、前回（13.2）から4.6ポイント悪化した。営業利益は「減少」とする事業者が32.0%、「増加」とする事業者が23.0%で、判断指標は▲11.7となり、前回（▲11.5）から0.2ポイント悪化した。

### ③ 特別積合せ貨物

宅配貨物では、輸送数量は「減少」とする事業者が33.3%、「増加」とする事業者が29.2%で、判断指標は▲12.5となり、前回（▲39.3）より26.8ポイント改善した。営業収入（売上高）は「減少」とする事業者が41.6%、「増加」とする事業者が29.2%で、判断指標は▲20.8となり、前回（▲6.9）よりも13.9ポイント悪化した。営業利益は「減少」とする事業者が58.3%、「増加」とする事業者が16.7%で、判断指標は▲54.2となり、前回（▲24.1）よりも30.1ポイント悪化した。

宅配以外の特積貨物（以下「宅配以外貨物」という。）では、輸送数量は「減少」とする事業者が20.0%、「増加」とする事業者が38.0%で、判断指標は16.0となり、前回（22.2）から6.2ポイント悪化した。営業収入（売上高）は「減少」とする事業者が16.0%、「増加」とする事業者が46.0%で、判断指標は30.0となり、前回（39.7）から9.7ポイント悪化した。営業利益は「減少」とする事業者が26.0%、「増加」とする事業者が36.0%で、判断指標は12.0となり、前回（14.3）から2.3ポイント悪化した。

### ④ 運賃・料金水準

運賃・料金水準は一般貨物12.2（前回12.8）と0.6ポイント悪化、宅配貨物は41.7（前回82.8）と41.1ポイント悪化、宅配以外貨物は54.0（前回52.4）から1.6ポイント改善となった。

### ⑤ 実働率等

実働率は1.7（前回11.6）と9.9ポイント悪化、実車率は▲0.7（前回9.3）と10.0ポイント悪化し、前回と比較して輸送効率が悪化した。

採用状況は▲7.5（前回▲12.8）と5.3ポイント上昇、採用状況が好転したことから、雇用状況（労働力の過不足）は91.2（前回100.7）と9.5ポイント低下し、不足感が弱まった。所定外労働時間は▲7.2（前回1.2）と8.4ポイント低下、所定外労働時間は減少傾向となった。貨物の再委託（下請運送会社への委託割合）は5.7（前回9.3）と3.6ポイント低下し、貨物の再委託は減少傾向となった。

一般貨物、宅配、宅配以外貨物の営業利益の悪化を背景に、経常損益は▲11.1（前回▲6.4）と4.7ポイント悪化、経常損益の水準は落ち込みを見せた。

### ⑥ 規模別及び取扱い品目別、地域別

事業者規模別にみると、大規模事業者は10.6（前回13.0）と2.4ポイント悪化、中規模事業者は1.3（前回6.0）と4.7ポイント悪化、小規模事業者は▲16.4（前回▲8.6）と7.8ポイント悪化した。

一般貨物の景況感を取扱い品目別にみると、消費関連貨物は▲17.3（前回▲1.0）と16.3ポイント悪化、建設関連貨物は2.9（前回2.4）と0.5ポイント改善、機械関連貨物は20.9（前回▲3.8）と24.7ポイント改善、その他貨物は▲3.0（前回0.5）と3.5ポイント悪化した。

一般貨物の景況感を地域別にみると、北海道、北陸信越、中部、近畿、中国、四国は水準を上げたが、東北、関東、九州は水準を下げた。

## 2. 今後（平成30年4月～6月期）の見通し

### ① 概況

業界の景況感の今後の見通しは、▲7.3（今回▲3.0）と4.3ポイント悪化する見込みである。

### ② 一般貨物

一般貨物では、運賃・料金水準が19.8（今回12.2）と7.6ポイント改善するものの、輸送数量は0.3（今回3.1）と2.8ポイント悪化することから、営業収入（売上高）は▲1.2（今回8.6）と9.8ポイント悪化するため、営業利益は▲15.9（今回▲11.7）と4.2ポイント悪化の見込みである。

### ③ 特別積合せ貨物

宅配貨物では、輸送数量が▲33.3（今回▲12.5）と20.8ポイント悪化するものの、運賃・料金水準が58.3（今回41.7）と16.6ポイント改善することから、営業収入（売上高）は▲16.7（今回▲20.8）と4.1ポイント改善、営業利益は▲20.8（今回▲54.2）と33.4ポイント改善の見込みである。

宅配以外貨物では、輸送数量が14.0（今回16.0）と2.0ポイント悪化するものの、運賃・料金水準が58.0（今回54.0）と4.0ポイント改善することから、営業収入（売上高）は32.0（今回30.0）と2.0ポイント改善、営業利益は22.0（今回12.0）と10.0ポイント改善の見込みである。

### ④ 運賃・料金水準

運賃・料金水準の今後の見通しは、一般貨物では7.6ポイント改善（今後19.8）、宅配貨物は16.6ポイント改善（今後58.3）、宅配以外貨物は4.0ポイント改善（今後58.0）する見込みである。

### ⑤ 実働率等

実働率は▲0.3（今回1.7）と2.0ポイント悪化、実車率は▲3.3（今回▲0.7）と2.6ポイント悪化するなど輸送効率悪化の見込みである。

採用状況は▲9.0（今回▲7.5）と1.5ポイント悪化することから、雇用状況（労働力の不足感）は100.8（今回91.2）と9.6ポイント上昇し、人材不足感が強まる見込みである。

所定外労働時間は▲11.5（今回▲7.2）と4.3ポイント減少する見込みであり、貨物の再委託は5.0（今回5.7）と0.7ポイント減少する見込みである。

経常損益は、労働力不足や燃料価格上昇等の影響から、▲14.6（今回▲11.1）と3.5ポイント悪化し、経常損益水準は落ち込む見込みである。

### ⑥ 規模別および取扱い品目別、地域別

事業者規模別にみると、大規模事業者は6.4（今回10.6）と4.2ポイント悪化、中規模事業者は▲2.2（今回1.3）と3.5ポイント悪化、小規模事業者は▲22.1（今回▲16.4）と5.7ポイント悪化と、事業規模を問わず水準を下げる見込みである。

一般貨物の景況感を取扱品目別にみると、消費関連貨物は▲12.1（今回▲17.3）、建設関連貨物は▲14.7（今回2.9）、機械関連貨物は11.9（今回20.9）、その他貨物は▲8.1（今回▲3.0）と、消費関連貨物以外で、水準を下げる見込みである。

一般貨物の景況感を地域別にみると、関東、北陸信越、近畿、四国は水準を上げ、北海道、東北、中部、中国、九州は水準を下げる見込みである。

## 不正改造車排除強化月間ポスター

## 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付は不可。
- 前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものとは不可。  
(道路運送車両の保安基準第29条)

## バックミラー

- 鋭利な突起がないこと。
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。  
(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

## 警音器

- 音が自動的に断続するものは不可。
- 音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。  
(道路運送車両の保安基準第43条)

## シートベルトリマインダーの不正解除

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

## 前部霧灯

- 白色又は淡黄色であること。
- 同時に3個以上点灯しないこと。  
(道路運送車両の保安基準第33条)

## 回転灯

- 緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
- 道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。  
(道路運送車両の保安基準第42条)

## 不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日 × 違反車両数  
再違反 40日 × 違反車両数  
ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。

## ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であること。  
(道路運送車両の保安基準第31条)

## 巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

- 安全確認用窓を物などで塞いで見えなくすること。

# 危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日  
「不正改造車排除」強化月間

## その他の灯火(デイライト)

- 赤色でないこと。○光度300cd以下であること。
- 点滅しないこと。  
(道路運送車両の保安基準第42条)

## タイヤ

- 回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。  
(道路運送車両の保安基準第18条)

## 直前直左確認鏡

- 運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第44条)

## 不正な二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクの増設。
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等  
(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

## 速度抑制装置(スピードリミッター)

- 自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。  
(道路運送車両の保安基準第8条)

## マフラー

- マフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着。

## 突入防止装置

- 自動車の後面には、突入防止装置を備えること。  
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

## ダンプ(土砂等運搬)

- 土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。
- 荷台の一部を高くする等の改造がないこと。  
(道路運送車両の保安基準第27条)

## 大型後部反射器

- 貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第38条の2)

…重点排除項目



公益社団法人  
全日本トラック協会  
<http://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

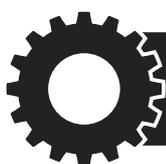


## 不正改造車の行政処分基準

### ●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

初回違反	再違反
20日×違反車両数	40日×違反車両数



## 不正改造車の排除に係る関係法令

### ●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

### ●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は **6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金** が科せられます。

### ●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金** が科せられます。

### ●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は **3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金** が科せられます。

## 整備管理者選任前研修の開催

既に整備管理者に選任されている方は  
この研修の受講の必要はありません。

近畿運輸局奈良運輸支局主催の標記研修会が下記内容にて開催されますので、別紙の受講申請書に必要事項をご記入の上、事務局（担当：奥田）へ申し込み下さい。

### 記

1. 研修日時 平成30年 7月 4日（水）13：30～16：30  
受 付 13：00～13：30  
※受付時間に遅れますと、受講できませんのでご注意下さい。
2. 申込期間 第1回 平成30年 6月 4日（月）～ 7月3日（火）
3. 場 所 奈良県トラック会館 2階会議室  
大和郡山市額田部北町981-6  
※お車で越しの方は、トラック会館西側臨時駐車場をご利用下さい。
4. 対 象 者 今後、選任要件「2年以上の点検・整備の実務経験」により整備管理者として選任予定の方（自動車整備士の資格がない方）
5. 定 員 65名 （定員に達し次第締め切ります。）
6. 研修内容 (1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項  
(2) 整備管理者の業務、権限に関する事項  
(3) 点検・整備の方法に関する事項  
(4) 整備管理者の関係法令に関する事項  
(5) その他整備管理者に必要な事項
7. 必要なもの ①筆記用具  
②自動車運転免許証（本人確認のため）  
③整備管理者選任前研修受講申請書

※第2回（12月12日開催）のご案内は、改めてご通知いたします。

## FAX【0743-23-1212】

【奈良県トラック協会会員用申請書】

※受講番号

## 整備管理者選任前研修受講申請書

平成 年 月 日

ふりがな

氏 名

㊟

生年月日（昭和・平成） 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修（自動車整備士資格を保有していない者を対象とした整備管理者選任前研修）の受講を申請します。

## 記

1. 開催日 平成30年 7月 4日（水）

2. 開催場所 奈良県トラック会館 2階会議室

連絡先 会社名

住所

電話番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。  
 2. 申請書は楷書で記入してください。  
 3. 氏名は終了証明書に記載しますので丁寧に記入してください。  
 4. ~~不正改造車で来場されると、整備命令の対象となりますのでご注意ください。~~  
 引き替え時には、運転免許証又は本人の顔写真入りの身分証明書を提示ください。

# 安全性優良事業所に対する国土交通省表彰

## 安全性優良事業所に対する国土交通省表彰について

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）として、10年以上継続して取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所に対して、国土交通省の表彰制度があります。

下記の表彰基準を満たされている事業所は、申請されますようご案内申し上げます。

申請様式は、奈良県トラック協会ホームページのお知らせ欄より、ダウンロード（Wordファイル）ができますのでご利用下さい。

### 安全性優良事業所表彰規程（概要）

基準日：平成30年4月1日

奈良運輸支局長表彰	近畿運輸局長表彰
(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。	(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。
(2) 表彰日の直前3年間において、奈良運輸支局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (奈良県内の他の事業所を含む)	(2) 直近のGマーク認定総合評価点数が90点以上又は、安全性に対する取組の積極性の評価点数が15点以上であること。
(3) 表彰日の直前1年間において、奈良運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (奈良県内の他の事業所を含む)	(3) 表彰日の直前3年間において、近畿運輸局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(4) 運転者教育が定期的実施されていること。 ・安全対策（交通事故防止）会議 ※交通事故防止の内容が含まれているものに限る。  ・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関するQC活動 ・交通事故防止等、輸送の安全確保に関する会議、活動など	(4) 表彰日の直前1年間において、近畿運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(5) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている車両の90%以上に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。	(5) 定期的な運転者教育の年間計画表やカリキュラムを作成し、2ヶ月に1回程度実施され、ISO9000シリーズ、39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による国の基準以上の運転者教育を実施していること。
(6) Gマーク認定後、荷主からの評価もしくは、安定的な経営を確保した事業所であること又は、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用していること。	(6) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている全車両に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。
	(7) Gマーク認定後、輸送の安全について荷主から表彰や感謝状を受けたことがあるもしくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所又は、Gマーク事業活動を通じて交通事故防止に努めているもしくは、Gマーク事業活動を積極的に行っていることにより、行政、外部機関、トラック協会から輸送の安全に関する表彰を受けていること。
	(8) 奈良運輸支局長表彰を受けていること。

○申請期限：平成30年7月27日（金）迄

（お問い合わせ）

公益社団法人奈良県トラック協会  
適正化事業部 森  
TEL0743-23-1200

# 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱

## 平成30年度 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱

融資公募枠 総 枠 3億円

公募期間 平成30年6月15日（金）～平成30年9月28日（金）

融 資 対 象 事 業	
近代化基金 (一般) 融資	1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化のための事務機器等（コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金 ②設備の「補修・改修」に要する資金 2. 福利厚生施設の整備に要する資金（男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む） 3. 荷役機械（テールゲートリフターの設置を含む）・車両等（代替を含む）の購入及び車両の改造に要する資金
環境対応車 及び省エネ 関連機器導 入に係る融 資	全ト協及び奈ト協の導入促進助成事業の対象となる環境対応車（CNG車及びハイブリッド車）及び省エネ関連機器（EMSおよびドライブレコーダー等）の導入に伴う資金
ポスト新長 期等規制適 合車導入に 係る融資	国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車の導入に伴う資金

公益社団法人 奈良県トラック協会



(注) (公社) 奈良県トラック協会は債務保証をいたしませんので、商工中金の定める担保と保証人を必要とします。

詳細につきましては、事前に「商工中金」にご相談下さい。

#### 6. 再融資の制限

個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、申込時点において融資残高が融資枠の範囲内であればその余枠をいつでも利用できる。

(注) 近代化基金融資を利用して購入した車両については、車検証の「所有者」名義は借入を行った事業者であることが条件です。  
また、土地・建物等についても、名義は借入を行った事業者であることが条件です。

#### 7. 申込者の留意事項

①企業が所属する組合を通じて、商工中金から融資を受ける「転貸方式」の利用ができる。

(注)・転貸方式を利用した場合、信用保証協会の保証制度は利用できません。

・転貸方式の融資額は、事業協同組合の融資限度には算入しません。

※詳しい内容については、商工中金、又は所属の事業協同組合にお問い合わせ下さい。

②推薦通知は、融資の決定とは異なる。

推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

### ● 利子補給

#### 1. 利子補給率

この融資の借入者に対し(公社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

借入者	個別企業体・共同体
利子補給率	年0.3%

2. 利子補給は、借入者が商工中金に対して提出する念書(商工中金にて用意)に基づいて(公社)奈良県トラック協会から商工中金に直接支払います。

#### 3. 利子補給の制限

借入者が正当な理由なく推薦決定を受けた事業計画と異なったものに借入金を転用した場合は、利子補給を打切るとともに、既に受けた利子補給も返還を求めるものとする。

4. 当協会は、本要綱の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと判断した場合又は次のア、イのいずれかに該当するときは、

●設備完成報告	<p>事業者に対し、利子補給の打ち切り及び既に交付した利子補給の全部もしくは一部の返還を命じることができる。</p> <p>ア. この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき イ. 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき</p> <p>借入者は、融資対象物件を完成（購入）後、すみやかに所定様式により『設備完成（購入）報告書』を（公社）奈良県トラック協会あて提出して下さい。</p> <p>報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。</p>
●取扱金融機関	<p>商工組合中央金庫奈良支店</p>
●申 込 先	<p>（公社）奈良県トラック協会</p>
●申 込 方 法	<p>所定の申込み用紙により公募期間満了日迄に到着するよう個々に申込み下さい。下記の書類を提出して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①融資推薦申込書</li> <li>②企業要項</li> <li>③事業計画書</li> <li>④事業計画に係る見積書</li> <li>⑤所在地案内図（土地、建物の場合）</li> <li>⑥公図（土地の場合）</li> <li>⑦平面図（建物の場合）</li> <li>⑧承諾書</li> </ol>
●そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資申込について協会を対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決め取扱い金融機関に推薦する。但し、貸出しの執行については、金融機関の判断によるものとする。</li> <li>2. 受付は申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合に限り、（公社）全日本トラック協会に申込みこととする。但し（公社）全日本トラック協会で実施する近代化基金融資の応募額が、その公募額を上回る場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがある。</li> <li>3. 参 考 （公社）全日本トラック協会が実施する補完に係る融資条件 ◎大規模プロジェクトの事業規模が、1億円以上5億円までの投資額の30%。 なお、車両等の購入及び改造を除く。</li> </ol> <p>（注）補完に係る融資の応募額の合計額が、その公募枠を上回る場合には、公平に調整のうえ、応募額を下回る額を推薦額として決定することがある。</p>

II.環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資	
●融資対象事業	<p>環境対応車（CNG車およびハイブリッド車）の導入および省エネ関連機器（EMSおよびドライブレコーダー等）の導入に伴う資金</p> <p>(注) ①環境対応車とは、(公社)全日本トラック協会および(公社)奈良県トラック協会の導入促進助成事業対象となるCNG車およびハイブリッド車をいう。</p> <p>②省エネ関連機器とは(公社)全日本トラック協会および(公社)奈良県トラック協会の導入促進助成事業対象となるEMSおよびドライブレコーダー等をいう。</p>
●融資条件	<p>1. 融資限度 3千万円</p> <p>2. 近代化基金の融資を受けている場合でも申込みができます。但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。</p> <p>3. 貸出利率 取扱金融機関の所定の利率（優遇利率適用）による。</p>
●償還期間	5年以内（据置期間6ヵ月を含む。）とする。
●償還方法	据置期間（償還期間のうち6ヵ月以内）の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。
●担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。（一般融資の場合と同じ。）
●融資方法	一般融資の場合と同じ。
●利子補給	<p>この融資の借入者に対し、(公社)全日本トラック協会・(公社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。</p> <p>個別企業体・共同体 年0.3%（内、全ト協負担0.1%）</p>
●設備完成報告	借受人は、融資対象物件を完成（購入）後、すみやかに所定様式により『設備完成（購入）報告書』を(公社)奈良県トラック協会宛提出して下さい。報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。
●申込方法	一般融資の場合と同じ。
●その他	<p>1. 融資申込みについて協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決め取扱い金融機関に推薦する。但し、貸出しの執行については金融機関の判断によるものとする。</p> <p>2. 受付は申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがあります。</p>

Ⅲ.ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資	
●融資対象事業	<p>国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車の導入に対する融資制度。</p> <p>(注1)ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。</p> <p>(注2)平成28年排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。</p>
●融資条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度 3千万円</li> <li>2. 近代化基金の融資を受けている場合でも申込みができます。但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。</li> <li>3. 貸出利率 取扱金融機関の所定の利率(優遇利率適用)による。</li> </ol>
●償還期間	5年以内(据置期間6ヵ月を含む。)とする。
●償還方法	据置期間(償還期間のうち6ヵ月以内)の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。
●担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。(一般融資の場合と同じ。)
●融資方法	一般融資の場合と同じ。
●利子補給	<p>この融資の借入者に対し、(公社)全日本トラック協会・(公社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。</p> <p>個別企業体・共同体 年0.3%(内、全ト協負担0.1%)</p>
●設備完成報告	借受人は、融資対象物件を完成(購入)後、すみやかに所定様式により『設備完成(購入)報告書』を(公社)奈良県トラック協会宛提出して下さい。報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。
●申込方法	一般融資の場合と同じ。
●その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資申込みについて協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決め取扱い金融機関に推薦する。 但し、貸出しの執行については金融機関の判断によるものとする。</li> <li>2. 受付けは申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがあります。</li> </ol>

## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 6月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	火	10:30～	引越事業者優良認定制度説明会	奈良県トラック会館
9	土	9:00～	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育講習会	奈良県トラック会館
16	土	9:00～	玉掛け技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
17	日	9:00～	玉掛け技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
18	月	13:30～	労務管理セミナー	奈良県トラック会館
23	土	8:30～	玉掛け技能講習会(実技)	奈良県トラック会館

## 7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	水	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館
28	土	9:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館



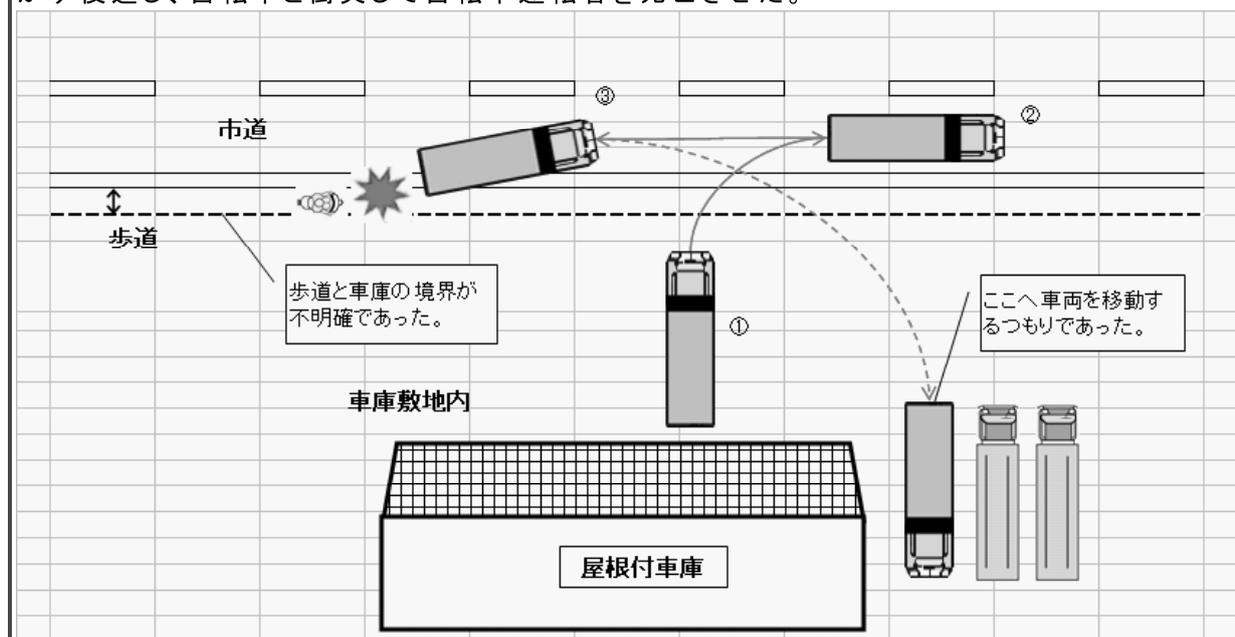
## 事業用自動車事故事例 No.33

(トラック3)

曜日・時間・天候	土曜日・8時30分・晴れ
場所	市道
道路の状況	乾燥 幅員7.0m
運転者	年齢45歳 運転歴25年
乗務開始～事故発生 の乗務距離	0km
損害	死亡者1名

## 【事故概要】

トラック運転者が荷積みのため、営業所の自動車車庫より市道に出て車両の入れ替えを行っていたところ、歩道上を走行してきた自転車が車両後方に近づいてきていることに気づかず後退し、自転車と衝突して自転車運転者を死亡させた。



種別・業態	普通・貨物・大型トラック(キャブオーバ)
最大積載量	7,200kg
当時の積載量	3,200kg
乗車定員	2名
当時の乗車人員	1名

## 【事故の推定原因】

- 後退時の安全未確認
- 市道を利用して車両の入れ替えを行なった。

## 【事故の要因】

- 市道(歩道)と車庫の境界が不明確であった。
- 車庫の目の前でトラック運転者が公道という意識がなく、注意不足となっていた。
- トラック運転者が車両構造による死角を熟知していなかった。
- トラック運転者が運行前の荷積みの際に一人で車両の入れ替え作業を行っており、あせっていた。

## 【再発防止対策】

- 市道(歩道)と車庫の区画、歩行者等に対する車庫出入口看板設置による注意喚起
- 運転者に対する車両構造による死角についての指導
- 運転者に対する車庫、車庫出入口に潜む危険の再確認及び指導
- 誘導者をつけた車庫敷地内での車両の入れ替え作業の実施

# K I T 事業のご案内

Kyodo Information of Transport

## K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内

キット K ・ I ・ T

奈良県キット事業協同組合は平成12年6月から事業を開始しております。

キット事業とは、インターネット上にて、荷物及び車両を検索し、条件が合えば成約する事業で、空車を無くし、実車率を高める情報サイトです。

### KITネットワーク

全国WebKIT加入協同組合・組合員の間で荷物・車両の手配が出来ます。

〇〇キット組合  
会員A社

荷物がないなあ〜…。  
車両が空いてる…。

車両が足りない！！  
誰か運んでくれないかなあ？

△△キット組合  
会員B社

\* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

#### エネクスフリート 軽油価格

平成29・30年度	2月	3月	4月
軽油	99円	98円	100円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会  
(日貨協連)の全国統一価格です。)

#### WebKIT輸送情報実績 全国の実績

		平成29・30年度	2月	3月	4月	前年同月比
荷	荷物登録件数	136,719	180,732	140,556	24.8%	
	荷物成約件数	20,148	22,724	21,072		
物	成約率	14.7%	12.6%	15.0%		

\* 当組合は燃料(スタンド給油)販売、尿素の販売もしております。

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103

奈良県大和郡山市美濃庄町170-2

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

## 適正化事業・巡回指導報告書

(平成30年4月実施分)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

平成30年度 巡回指導実施目標件数		220件	計画数	実施数	キャンセル数	実施率	巡回延出動台(日)数
			24件	19件	5件	79.2%	12台
調査事項						指導件数	指導件数上位
I. 事業計画等							
1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。						1	
2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。						1	
3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。						0	
4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。						1	
5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。						1	
6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)						0	
7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。						0	
8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。						0	
II. 帳簿類の整備、報告等							
1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。						0	
2. 自動車事故報告書を提出しているか。						0	
3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。						1	
4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。						0	
5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)						10	④
III. 運行管理等							
1. 運行管理規程が定められているか。						1	
○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。						0	
3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。						6	
4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。						1	
○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。						8	
6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆						0	
○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。						4	
8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。						0	
9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆						1	
10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。						0	
○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。						9	⑤
○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。						8	
○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。						5	
IV. 車両管理等							
1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。						1	
○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。						1	
3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。						11	③
4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。						3	
○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。						12	②
V. 労基法等							
1. 就業規則が制定され、届出されているか。						2	
2. 36協定が締結され、届出されているか。						5	
3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)						0	
○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。						8	
VI. 法定福利費							
1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。						2	
2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。						4	
VII. 運輸安全マネジメント							
1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。						16	①
指導件数合計						123	

(注) ○重点指導項目 ☆霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	1件	1件	5(1)件	6(1)件	4(2)件	件	17(4)件
新規参入	件	件	件	1(1)件	件	件	1(1)件
新規(他)	件	1(1)件	件	件	件	件	1(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	1件	2(1)件	5(1)件	7(2)件	4(2)件	件	19(6)件

※ ( ) は会員外の件数です

# 近畿交通共済からのお知らせ

## 自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

確かな補償と安心をご提供します。

相手方への賠償（対人共済、対物共済）、運転者および搭乗者の補償（搭乗者共済、自損事故共済、無保険車傷害共済）、お車の補償（車両共済、搬送引取費用特約）の商品に加えて、万一事故が起きたとき、「24 時間・365 日事故受付サービスと初期対応」をはじめ、専門スタッフによる事故対応、個別事業所訪問などきめ細かい事故防止サービスなど、貨物運送事業者のニーズやご要望に沿ったサービスを提供します。

近畿共済に未加入の方は、組合加入の後ご契約いただけます。加入については、一定の出資金（一口5千円）を払込みのうえ加入手続をしていただきます。

ご契約を検討されている方は、下記までお気軽にご連絡ください。当組合スタッフがすぐに掛金のお見積りをいたしますので、現在ご契約されている自動車保険証券等の資料をご用意ください。

### 自賠償共済契約増加促進キャンペーンも実施中 4月1日～7月31日

自賠償代理店に対して、自賠償共済契約推進をはかる目的でキャンペーンを実施しています。期間中に、契約件数の多い上位代理店10社に対し、粗品を贈呈します。

## 奈良地域 平成30年度の契約推進目標

### —— 新規契約獲得にご協力よろしくお願いいたします ——

今年度の当組合の契約目標台数は、対人53,500台、搭乗者30,000台、対物51,500台、車両21,000台、自賠償6,500台と設定いたしました。奈良地域の目標台数は下表のとおりです。昨年度、奈良地域は対人および車両共済の目標を達成することができました。今年度は全ての目標達成に向け、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

《奈良地域の契約推進目標（台数）》

	対人	搭乗者	対物	車両
平成29年度末台数	3,853	2,563	3,796	1,626
平成30年度目標	3,960	2,624	3,867	1,655
増加台数	107	61	71	29

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

**近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください**

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 TEL:0743—59—1701まで

# 奈良県警察本部からのお知らせ

## 1 平成30年の県内交通事故発生状況（5月15日現在）

区分	平成30年中	平成29年中	増減数	備考
総件数	15,805件	15,663件	142件	1日に約117件
人身事故件数	1,525件	1,587件	-62件	1日に約11件
死者数	11人	18人	-7人	約12日に1人
負傷者数	1,899人	2,004人	-105人	1日に約14人
物件事数	14,280件	14,076件	204件	1日に約106件

（平成30年のデータは概数）

## 2 雨天時の交通事故防止

雨が降る日が多くなる季節がやってきました。

雨の日は気分も晴れずにイライラしがちで、また視界も悪いことから事故を起こしがちです。

次のことに注意の上、速度を落として余裕ある運転を心掛けましょう。



- 濡れた路面では、乾燥した路面に比べて制動距離が2倍程度にのびることがあります。
- 夜は濡れた路面にライトが乱反射して、横断歩道や一時停止線が見えにくくなります。
- 傘を差した自転車や歩行者等が、先を急ぎ安全確認をせずに飛び出してくることがあります。

**雨天時は、同じ道を走る場合でも、晴天時よりも速度を落として走りましょう。**

**横断歩道における歩行者優先通行を徹底しましょう。**

## 3 特殊詐欺の発生状況と防犯対策

### ○ 詐欺のキーワード

「息子・孫・警察・市役所・銀行協会・日本銀行・百貨店」などからの「お金やキャッシュカード」の話は、すべて詐欺。まずは警察へ相談してください。



### ○ 特殊詐欺被害防止の合言葉

「電話口 お金の話 それは詐欺」  
振り込め詐欺の予防には、留守番電話が効果的です。  
電話を一旦切って自分で確認しましょう。



# 睡眠不足に起因する事故の防止対策が強化されます

～乗務前点呼・中間点呼に睡眠不足の確認項目を追加～

平成30年4月20日付けで「貨物自動車運送事業輸送安全規則」及び「同規則の解釈及び運用について」の一部が改正され、平成30年6月1日より睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないことが明確化され、点呼簿の記録事項に睡眠不足の状況が追加されます。

乗務前点呼及び中間点呼を実施する際には、疾病・疲労の状況を確認することとあわせて、睡眠不足等についても確認し、点呼簿に記録が必要になります。

現在お使いの点呼簿には「疾病・疲労の状況」の項目に「睡眠不足等」と書き足すことで継続してご使用できます。

また、協会では改正に対応した点呼簿を原価で販売しております。

1冊100枚綴 660円

疾病・疲労  
睡眠不足等  
の状況 ← この部分が追加！

年 月 日( ) 天候( )		アルコール検知器の状況 良 否		会社(営業所)名		統括運行管理者印		運行管理者印		補助者印														
乗務前点呼		乗務前点呼		中間点呼		中間点呼		乗務後点呼		乗務後点呼														
運 転 者 名	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の有無	疾病・疲労・睡眠不足等の状況	乗務前点呼の状況	免状証	その他必要な指示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の有無	疾病・疲労・睡眠不足等の状況	乗務前点呼の状況	免状証	その他必要な指示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の有無	疾病・疲労・睡眠不足等の状況	乗務後点呼の状況	免状証	その他必要な指示事項	点呼執行者
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有						月 日	対 ( ) 面 ( )	有					
	月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無						月 日	対 ( ) 面 ( )	無					

※ 良……○/否……×として、記載すること  
 ※ 中間点呼は、乗務前点呼及び乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務に必要です。

保存期間1年

# 安全の証し「Gマーク」

## 「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間  
平成30年7月2日(月)～7月13日(金)  
土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

### 申請書類の頒布

#### ① インターネットによる頒布

頒布開始日 / 平成30年4月16日(月)  
頒布方法 / 申請案内 ↓ 全日本トラック協会  
ホームページにて公開

申請書・自認書 ↓ 申請書作成システムによる  
作成が可能

#### ② 紙媒体による頒布

頒布開始日 / 平成30年5月1日(火) 土・日、祝日を除く  
頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関  
(各都道府県トラック協会)より入手してください。

### 更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成28年度(新規)	28*****
2回目更新	平成27年度(初更)	27***** (1)
3回目更新	平成26年度(2更)	26***** (2)
4回目更新	平成26年度(3更)	26***** (3)

インターネットを利用して  
申請書類が作成できます。  
申請案内など詳しくは  
「Gマーク」で検索!!

Gマーク 検索

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみなさん  
認定ステッカーを正しく  
使用できていますか?



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。  
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人  
全日本トラック協会

〒160-0004  
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

トラック奈良 2018年6月 第290号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 森本万司  
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 鳥山幸男

**荷役5大災害の防止対策  
を徹底しましょう！**

- ①荷台等からの墜落・転落
- ②荷台等での荷崩れ
- ③フォークリフト使用時
- ④トラックの無人暴走
- ⑤トラック後退時